



2. 防災・減災と地域コミュニティの再構築



2. 防災・減災と地域コミュニティの再構築

1. 地域防災計画の見直しと体制・設備の再構築

- 大震災の教訓と町民の居住状況の変化を受け、地域防災計画を大幅に見直した。
- 計画では人命の最優先を前提に、「防災から減災へ」「自助・共助・公助」「各家庭で最低3日間の備蓄」等を方針に掲げた。
- 計画を踏まえて自主防災組織や自治体間相互応援等の体制を整えるとともに、避難所や防災備蓄倉庫等の再整備、「総合防災訓練」の実施等に取り組んでいる。

地域防災計画の見直し

東日本大震災では、町内の津波指定避難所・避難場所だった45箇所のうち、半数以上の24箇所が浸水被害にあった。それまで居住していた地域の多くが災害危険区域に指定されたため、地域住民は防災集団移転等によって居住地を離れ、新たな居住区が形成された。こうした状況から、町は震災後に新たに設定された浸水予測に基づいて居住実態に合わせた避難所・避難場所の再指定や消防団の再編成を行うとともに、平成18(2006)年12月策定の「南三陸町地域防災計画」を精査して新たな計画を策定した。

計画の見直しに当たり、町は、国、県、公共機関、自主防災組織の代表者などで構成する「南三陸町防災会議」を平成25(2013)年10月に設置。計5回にわたる

議論を経て、平成26(2014)年3月26日、「南三陸町地域防災計画」を策定・承認した。またこの間、町内及び町外の災害応急仮設住宅にも案内して「地域懇談会」を町内外19会場で開催し、合意形成に努めた。

新たな「南三陸町地域防災計画」

新たな「南三陸町地域防災計画」は、「地震災害」「津波災害」「風水害等災害」「原子力災害」の4編で構成されている。災害対策基本法と原子力災害対策特別措置法等に基づき、それぞれの対策について東日本大震災の教訓を反映して総合的かつ基本的な方針と取り組みを定めた。

このうち「地震災害対策編」は冒頭で、「(地震災害の)発生を完全に防ぐことは不可能であるものの、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合には、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく」とし、人命を第一に災害時の被害を最小化する「減災」を基本方針にさまざまな対策を組み合わせ、災害に備えていく考えを示している。

計画は耐震化等のハード対策、広報・情報伝達や防災教育等のソフト対策、それらを推進する体制の整備から個別の施策まで対策を網羅し、町民に対しては「最低3日間・推奨1週間分の備蓄」のお願いや「徒歩避難の原則」の周知等、自助・共助のために取るべき具体的な行動指針も示した。

計画は定期的に見直されるものとされ、令和5(2023)年には改訂版が発表された。



被災した指定避難所（ボランティアセンター）

■津波指定避難所等の被災状況【志津川地区】

番号	名 称	被災状況
津波指定避難所及び避難場所		
1	南三陸町総合体育館ベイスайдアリーナ	
2	志津川小学校	
3	志津川中学校	
4	志津川保育所	浸水被害
5	ボランティアセンター	浸水被害
6	廻館老人憩いの家	浸水被害
7	旭ヶ丘コミュニティセンター	
8	中瀬町文化センター	浸水被害
9	小森センター	浸水被害
10	田尻畑あさひ館	浸水被害
11	新井田公民館	浸水被害
12	林生活センター	
津波指定避難場所		
13	上の山都市緑地	浸水被害
14	東山公園	
15	大森高台	
16	志津川小学校高台	
17	ボランティアセンター高台	浸水被害
18	大久保高台	
19	公立病院屋上	浸水被害
20	志津川漁協屋上	浸水被害
21	スポーツ交流村	
22	松原住宅屋上	浸水被害
津波指定避難所		
23	袖浜生活センター	
24	平磯生活センター	
25	荒砥保育園	浸水被害
26	荒砥生活センター	浸水被害
27	細浦生活センター	浸水被害
合 計		15

出典：南三陸町災害対策本部資料 平成 24 年 8 月 31 日時点

【戸倉地区】

番号	名 称	被災状況
津波指定避難場所		
28	戸倉中学校	浸水被害
29	西戸生活センター	浸水被害
30	荒町ふれあいセンター	
31	水郷生活センター	浸水被害
32	津の宮生活センター	
33	滝浜生活センター	浸水被害
34	寺浜生活センター	
合 計		4

【歌津地区】

番号	名 称	被災状況
津波指定避難場所		
35	上沢部落集会所	
36	韭の浜公会堂	浸水被害
37	歌津中学校体育館	
38	伊里前小学校体育館	浸水被害
39	津龍院	浸水被害
40	泊浜生活センター	
41	馬場中山生活センター	
42	名足小学校体育館	浸水被害
43	石浜部落集会所	
44	田の浦漁村センター	浸水被害
45	港親義会館	
合 計		5

南三陸町地域防災計画「地震災害対策編」

【計画の見直し方針】

- (1) 東日本大震災の教訓の反映
- (2) 検証結果等の反映
- (3) 国の防災基本計画の見直し、県防災計画の見直し内容の反映
- (4) 津波対策の強化

【新たな計画の基本方針】

1. 「減災」に向けた対策の推進
2. 応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備
3. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化
4. 被災者等への適時・的確な情報伝達
5. 自助・共助による取組の強化
6. 二次災害の防止
7. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
8. 要配慮者への対応
9. 情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実
10. 複合災害の考慮
11. 多様な主体の参画による防災体制の確立
12. 迅速かつ円滑な復旧・復興

第1章 安心して暮らし続けられるまちづくり

地域防災計画の実施

「南三陸町地域防災計画」の方針に従い、町は体制構築から施設・設備の整備まで、取り組みを進めている。その主な事例を紹介する。

① 自治体間相互応援

県内の他の自治体との間では応援体制もあるが、いざ災害が発生した場合は相手先の自治体も被災している可能性がある。そのため、復興支援をいただいて縁のできた他県の市町村9の自治体と応援協定を締結、災害時の行政機能の強化を図った。協定の締結先を決めるに当たっては地域・規模等のバランスも考慮した。また、企業や団体とも災害支援協定を結んだ。

② 自主防災組織の再編と拠点の再整備

行政区にあった集会施設は、58施設のうち約5割に当たる28施設が全壊、1施設が半壊、1施設が一部損壊となり、地域コミュニティと自主防災の拠点が失われた。行政区自体も、74のうち13件が防災集団移転促進事業に伴って統合した（令和6(2024)年2月現在）。

行政区の再編に伴い、災害時における住民の連携・協力体制を新たに整えるため、地区集会施設等の復旧整備事業に要する費用の一部を補助した。また、自主防災組織の資機材等購入費用の助成を従来より拡大し、できる限りの自助共助による災害急応対応を求めた。これについては平成24(2012)年度から令和2(2020)年度まで、累計約2,400万円を助成した。

こうして自主防災組織の育成を進めたが、その一

方、組織間の連携体制が曖昧で地域間の共助が確立されていないという課題がある。例えばどこかで土砂災害が発生した場合、地区の避難場所が土砂災害警戒危険区域にあれば住民は他の行政区へ避難しなければならない。そして、受け入れる側の行政区ではただちに避難所開設等の準備が必要になる。現時点ではその連携体制が確立していないため、平時から行政区同士の共助の役割分担を明確にして連携を図れるように体制の整備を進めている。

③ 避難行動要支援者支援体制（支え合いネットワーク）の構築

災害時には、障害を持った方や高齢で介護が必要な方の避難を支援する必要がある。そのため、支援が必要な避難行動要支援者の情報を、住民基本台帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、要介護認定情報等に基づいて毎月更新している。書類による調査だけではなく、民生委員や児童委員等による訪問調査の結果も反映させて「避難行動要支援者システム」に登録し、詳細な情報のデータベースで情報の一元化を図っている。機微な個人情報であるため、調査に当たっては本人の希望による申請を原則として慎重に行っている。令和5(2023)年11月時点での登録者数は182人であった。

④ 防災訓練、避難所整備、防災備蓄等

震災の前は役場が単独で防災訓練を実施していた。これを、関係機関や多くの団体も参加する「総合防災

訓練」に組み直した。実施日は「毎年11月5日の直後の日曜日」と定めた。

指定避難所・避難場所は、有事の際に安全かつ円滑に避難できるように東日本大震災の津波浸水箇所を避けて再指定した。

防災備蓄は、東日本大震災発災後において不足した。町は、津波警報等発表時に待機が強いられる一時滞在者（児童・生徒、保育所（園）児童、避難行動要支援者、及び観光客等）のための食料を準備し、更

新した。保育所（園）及び町立学校への配備は平成27(2015)年度に、観光客等一時滞在者分については平成28(2016)年度に完了した。また、令和2年度には戸倉小学校と志津川自然の家に備蓄倉庫を設置した。今後は保存期限に応じて更新するとともに、土砂災害警戒区域指定等の状況に合わせ、計画的に配備していく。同時に、住居の多くが高台に移転したことを踏まえ、各家庭の食料、飲料水については自主的な備蓄を推奨している。



総合防災訓練 火災防ぎ訓練（令和5年11月5日）



総合防災訓練 救護所開設訓練（令和5年11月5日）



総合防災訓練 救助者搬送訓練（令和5年11月5日）



原子力防災訓練（令和4年2月12日）



防災備蓄倉庫の備蓄品（令和6年1月）



新たに整備された集会所（平成31年3月）

協定を締結している自治体、団体、企業

<自治体間等の相互応援協定>

平成18年度 山形県庄内町と災害時相互応援協定締結
平成25年度 長崎県南島原市と災害時相互応援協定締結
平成27年度 佐賀県多久市及び鹿児島県伊佐市と災害時相互応援協定締結
平成28年度 長野県原村と災害時相互応援協定締結
平成29年度 山口県長門市及び宮崎県都城市と災害時相互応援協定締結、登米市と原子力災害時広域避難協定締結
平成30年度 新潟県魚沼市、神奈川県三浦市及び神奈川県茅ヶ崎市と災害時相互応援協定締結

<一般企業等との災害支援協定締結>

平成26年度 東北電力株式会社気仙沼営業所及び特定非営利活動法人日本搜索救助犬協会と災害支援協定締結
平成27年度 南三陸流通グループと災害支援協定締結
平成28年度 LPガス協会と災害支援協定締結
平成29年度 志津川郵便局及び気仙沼地区生コンクリート協同組合と災害支援協定締結
令和2年度 ヤフー株式会社と災害支援協定締結
令和3年度 宮城三菱自動車販売株式会社と災害支援協定締結

2. 防災・減災と地域コミュニティの再構築

2. 情報インフラの整備

- 東日本大震災では町内の通信網と町役場内の情報システムが壊滅した。
- 震災後は今後の災害に備えて情報通信手段の強化・複層化を進めるとともに、行政のICT化に取り組んだ。
- 衛星携帯電話の導入、役場庁内LAN回線の二重化、防災・減災情報の外部発信等を実施した。

情報インフラの壊滅

東日本大震災では巨大津波により町内の電力施設が全壊し、町全域が停電した。放送用電波塔11箇所及びNTTの電話交換局3箇所も流失または浸水し、固定電話と携帯電話が不通となった。平成18(2006)年度に町役場に整備した地域イントラネット基盤施設もほとんどが失われ、テレビ放送難視聴地域対策で設置されていた共聴受信施設も被災した。町内の情報インフラは壊滅状態で、住民同士の連絡ができなのはもちろん、災害対策本部と各拠点間の情報伝達も不可能となった。電力の復旧工事が始まったのは4月中旬で、完了したのは5月末だった。

復旧期の対応

震災後しばらくは防災行政無線による町民への情報伝達を行っていたが、町外の応急仮設住宅に入居している町民に対しては伝達手段が無かった。このため、これらの町民にはNTTの支援によってICT情報端末を配布し、メール方式で行政情報等を提供した。当初は防災行政無線の定時放送と同じ内容を送信していたが、その後、被

災者生活再建情報や住宅再建情報等も提供し、意向調査により配信内容の充実を図っていった。この端末の回線使用料については、平成24(2012)年度はNTTの無償提供を受け、平成25(2013)から平成28(2016)年度は基金事業で支出した。

また、震災前は町の広報誌「広報みなみさんりく」を月1回発行していたが、制作体制が整うまでの間はその簡易版として「災害臨時号」(モノクロ、A3判二つ折り)を発行した。第1号の発行は震災から約1カ月半後の5月1日で、被災者支援情報や町の復旧状況について月に2回の頻度で伝え、第7号(8月1日発行)まで継続した。9月からは震災前の体裁と発行回数に戻った。

さらに平成23(2011)年度から平成24年度には緊急雇用事業と日本財団からの助成金を活用して、コミュニティFMを開局。臨時災害FM「FMみなさん」の愛称で町民の安否情報や町内の被害情報、被災者支援や各種イベント情報、役場からのお知らせなどを放送した。

次の災害に備えた情報インフラの再構築

東日本大震災の経験を踏まえ、震災後は将来の災害発生時に備えて情報通信手段の強化・複層化及び行政情報インフラのICT化等に取り組んだ。

① 行政情報インフラの強化・複層化

非常時の通信体制を確保するため、平成24年度に衛星携帯電話6台を導入し、本部に4台、入谷と歌津に各1台を



臨時災害 FM の開局打ち合わせ



防災行政無線戸別受信機

配備した。財源には市町村宝くじ交付金を活用した。

行政主要システムに係る通信回線網やバックアップサーバー等、ネットワーク機器の二重化を図り、災害に強い情報通信インフラ整備を促進した。

平成26(2014)年には庁内LAN回線を二重化して機能を拡張するなど、住民情報システムバックアップサーバの二重化とバックアップ手法の見直し(サーバをレンタルで確保)を行った。

② 行政サービスのICT化と防災・減災のためのデータ活用促進

平成23年度に、総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した「みやぎ電子申請サービス」による住民票等の電子申請受付システムを設定した。

復興関連業務の効率化を図るために、地形図、地籍図、公図、道路台帳、水道台帳等を統合した統合型地図情報システム(GIS)を整備した。平成25年度には被災者支援システムを導入。その後、土地貸付料管理機能等も追加して機能強化を継続している。

平成24年度に気象観測装置を、平成25年度に潮位観測システムを整備した。さらにこれらのデータを防災・減



潮位観測データ、気象観測データの公開画面

災データとして有効活用するため、町の公式サイトで公開するシステムを平成26年度に構築した。気象観測データは町が独自に町内4箇所に設置している気象観測機器により観測したデータを、潮位観測データは同じく町が町内3つの漁港に設置している潮位観測機器により観測したデータを公開している。

これらの関連メニューとして、平成25年度からはライブカメラ画像も公式サイトで公開した。これには、防災意識の高揚の一助となることを期待するとともに、町外居住者等への町のリアルタイム情報を提供することで町への興味を高めてもらおうという意図もあった。

③ 町民の情報環境の改善

防災集団移転により居住区が大きく変わったことに対応して、防災情報の伝達体制を再整備した。平成23年度から平成28年度にかけて、消防防災施設災害復旧費補助金等を活用して集団移転先に屋外拡声子局(スピーカー)を42基設置、また、各世帯に戸別受信機を整備した。

町内には地形上の理由からテレビの難視聴地域が多い。東日本大震災発生当時は地上波デジタル放送への移行期に当たっていたが、難視聴地域対策の共聴受信施設整備が被災したことにより、デジタル化への改修が遅れる地区が生じた。このため、国の「復興まちづくりICT基盤整備事業(被災者対策)」(情報通信技術利活用事業費補助金)を活用して、難視聴地域の解消と地デジ化の推進を併せて取り組んだ。具体的には地デジ化が遅れた地区の組合施設整備に費用を助成した他、難視聴区域にかかる防災集団移転地域に居住する予定の個人及び組合に対して、受信設備等の整備費を補助した。



2. 防災・減災と地域コミュニティの再構築

3. 消防機能の回復と消防設備の充実

- 南三陸消防署と南三陸消防署歌津出張所は津波により全壊。消防団の拠点施設も多くが被災し、消防車両や設備も甚大な被害を受けた。消防署の職員9名及び消防団員4名が殉職した。
- 南三陸消防署と南三陸消防署歌津出張所は移転再建し、装備も一新した。
- 消防団は団員の居住地域の変化に合わせて再編を進め、拠点や装備も再建した。

消防施設・設備等の被災状況

南三陸町の消防は「気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部」が管轄し、志津川地区に南三陸消防署が、歌津地区に南三陸消防署歌津出張所が設置されている。発災当時の体制は、南三陸消防署が職員数29人・消防車両5台、歌津出張所は職員数16人・消防車両3台。車両台数のうち、それぞれ1台が高規格救急自動車だった。

南三陸消防署の庁舎は津波ハザードマップでは浸水想定区域外だったにもかかわらず、東日本大震災による津波で2階まで浸水し、全壊した。同じく歌津出張所も津波により全壊した。庁舎内での連絡活動及び周辺での避難誘導中に8人、役場防災対策庁舎での活動中に

1人の、計9人が津波により殉職した。

保有していた消防車両は8台中2台が水没・破損。町内の消防設備は消火栓309本中114本が流失や故障、断水等で使用不可になり、防火水槽も194箇所中15箇所がガレキ等の堆積によって使用できなくなった。

職員は発災直後から避難誘導活動及び救命救助活動に当たった。町内の医療機関は全て被災したため負傷者を町外に搬送しなければならなかったが、幹線道路が不通となったため、搬送には長時間を要した。

発災当日は林野火災1件、車両火災1件、その他火災3件の計5件の火災が、東日本大震災に起因して発生した。焼失面積は44,741㎡、林野焼損面積は124aに上った。救命救助活動に追われる一方で、施設・設備の多くが失われた中での消火活動は困難を極めた。

発災後しばらくの間は庁舎が無いまま活動していたが、4月にトレーラーハウス2台の支援を受けてベイサイドアリーナ南側駐車場に仮庁舎を開設し業務を継続した。この時はまだ車両は屋外に駐車せざるを得ない状態であったが、平成25(2013)年4月にベイサイドアリーナ北側駐車場に軽量鉄骨一部2階建ての仮設庁舎を開設し、同時に消防車両の車庫も設けた。



全壊した南三陸消防署



全壊した南三陸消防署歌津出張所



南三陸消防署仮設庁舎(平成25年4月)



南三陸消防署仮庁舎(平成23年4月)



仮設の消防屯所

消防署の再建

救命救急と消防、防災の重要拠点として消防署の一刻も早い本格的な再建が望まれていたが、町全体の復興事業の進展と足並みを揃える必要があったため、本設の消防署の実現には一定の年月を要した。

新しい南三陸消防署は、志津川中央地区の防集団地内に移転新築し、令和元(2019)年7月に落成した。総事業費は約5億4千万円で、災害復旧事業の補助金を活用し、町からも出資した。敷地は標高約20mの国道45号沿いで、標高は旧庁舎より約15m高くなった。



南三陸消防署

建物概要
敷地面積：6,940.1㎡
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建
延べ面積：930.0㎡
建築年月：令和元年7月



訓練塔 (南三陸消防署)



南三陸消防署消防ポンプ車



歌津出張所広報車



南三陸消防署救急車

敷地面積6,940㎡、延べ床面積930㎡。鉄筋コンクリート造平屋建ての庁舎と訓練塔2基を備え、旧庁舎に比べて床面積が1.7倍、敷地面積は2.4倍になった。車両は水槽付ポンプ車、高規格救急車、消防ポンプ車、指揮車、資機材搬送車の5台を備える。訓練塔が震災前から1基増え、より立体的な救助訓練ができるようになった。訓練塔は鉄骨造で、A棟が5階建てで資機材庫を備え、B棟は3階建てで放水訓練施設を備えている。また、歌津出張所は平成29(2017)年3月に落成した。



南三陸消防署 歌津出張所

建物概要
敷地面積：1,685.0㎡
構造：鉄筋コンクリート造 平屋建
延べ面積：433.8㎡
建築年月：平成29年3月

第1章 安心して暮らし続けられるまちづくり

消防団の被害状況

震災前まで町の消防団は12分団・56班あり、575人の隊員が所属し、消防署と連携して日常的に防災活動や消防活動に携わっていた。

地震が発生すると消防団は事前命令により直ちに広報活動、水門門扉の閉鎖活動、避難誘導活動を開始した。津波襲来後は消防団幹部が災害対策本部に詰め、各関係機関と連携して人命救助活動、避難所開設、火災防御活動、遺体搜索活動、支援物資搬送、燃料輸送等の活動に従事した。

発災後の1カ月間で延べ5,000人が活動したが、公務中に4人が殉職した。また、35の拠点施設（屯所）が被災して、消防ポンプ自動車3台、積載車12台が損壊・流失した。



再建した消防団拠点施設(清水班) (平成31年3月)

消防団組織の再編

多くの消防団拠点施設（屯所）や小型動力ポンプ付積載車等の設備が失われたため、再建・再整備が必要になった。しかし、応急仮設住宅や高台集団移転団地、災害公営住宅などへの入居が進んで行政区や地区の様相が変わったことによって、消防団の分団編成や班編成の見直しが必要になった。そのため、実情に合わせて消防団の統合を進め、平成29(2017)年度に12分団56班から12分団41班に再編成。平成29年度から令和5(2023)年度にかけて、拠点施設37箇所のうち25箇所を主に町有地に再建整備した。令和5年11月現在、消防団の体制は12分団41班、実団員数412人となっている。



新規導入した小型動力ポンプ付積載車 (平成31年3月)



南三陸町消防団出初式(令和5年1月8日)

消防団拠点施設（屯所）一覧

令和6年3月1日現在（単位：㎡、円）震災後に再建した施設は工事費を記載。

分団	班	土地区分	構造	延床面積(㎡)	建築年月	工事費(円)
第1分団	寺浜班	町有地	木造平屋	45.14	平成31年4月	21,425,040
第1分団	津の宮班	町有地	木造平屋	99.37	平成30年4月	28,263,600
第2分団	波伝谷班	町有地	木造平屋	52.99	平成29年5月	20,444,400
第2分団	沖田班（沖田ポンプ車班）	町有地	木造平屋	99.37	平成31年1月	29,700,000
第2分団	荒町班	町有地	木造平屋	43.06	平成6年頃	—
第3分団	大船沢班		木造平屋	52.99	令和4年度	1,936,000
第3分団	桜沢班		木造平屋	27.32	平成11年度	—
第3分団	中の町班		木造平屋	52.99	令和6年1月	21,450,000
第3分団	岩沢班		木造平屋	19.87	昭和50年代	—
第3分団	水口沢班		木造平屋	53.00	令和3年度	17,974,000
第4分団	童子下班		木造平屋	33.12	平成2年頃	—
第4分団	林際班		木造平屋	23.12	昭和50年代	—
第4分団	松葉沢班		木造平屋	19.87	平成12年度	—
第4分団	天神班		木造平屋	19.83	平成3年	—
第5分団	志津川西班	町有地	木造平屋	86.12	令和2年4月	28,116,000
第5分団	保呂毛班	町有地	木造平屋	53.00	平成31年3月	19,897,920
第5分団	小森班	町有地	木造平屋	45.17	平成29年3月	16,200,000
第6分団	志津川中央班	町有地	木造平屋	53.00	令和2年2月	20,636,000
第6分団	志津川東班	町有地	木造平屋	53.00	令和3年1月	19,954,000
第7分団	袖浜班	町有地	木造平屋	52.99	平成29年12月	19,029,600
第7分団	平磯班		木造平屋	23.10	平成10年代	—
第7分団	荒砥班		木造2階	38.08	平成7年頃	—
第7分団	清水班	町有地	木造平屋	53.00	平成31年3月	20,764,080
第7分団	細浦班	町有地	木造平屋	53.00	令和2年2月	19,371,000
第8分団	葦の浜班		木造平屋	52.99	平成29年3月	19,369,800
第8分団	寄木班	町有地	木造平屋	53.83	令和元年11月	18,700,000
第8分団	上沢班		木造平屋	23.40	昭和50年代	—
第8分団	石泉班		木造平屋	23.40	昭和50年代	—
第9分団	伊里前班（伊里前ポンプ車班）		木造平屋	109.17	平成30年3月	33,609,600
第10分団	泊浜班（第1班、第2班）	地縁団体	木造平屋	76.19	令和2年1月	25,300,000
第10分団	館浜班・稲刈班	町有地	木造平屋	92.75	令和2年10月	28,050,000
第11分団	名足班	町有地	木造平屋	53.00	令和2年4月	20,218,000
第11分団	石浜班		木造平屋	23.40	昭和60年代	—
第11分団	馬場班	町有地	木造平屋	53.00	令和2年7月	20,801,000
第11分団	中山班	町有地	木造平屋	53.00	令和元年12月	19,118,000
第12分団	田の浦班		木造平屋	52.99	平成30年4月	19,483,200
第12分団	港班		木造平屋	52.99	平成29年3月	18,360,000

装備品購入

年度	品名	数量	単位
H30	耐切創性手袋	500	双
R1	救急救助用チェンソー	45	台
R2	防火衣一式（防火衣、防火用長靴、防火帽）	129	着
R2	切創防止用保護衣	45	着
R2	防塵眼鏡	250	個
R3	高視認雨衣	500	着
R3	感染対策用防塵マスク	4000	枚
R4	救助用半長靴	460	足

2. 防災・減災と地域コミュニティの再構築

4. 鎮魂と教訓の伝承

- 津波の教訓の伝承は、当初から復興の「シンボルプロジェクト」の一つに位置付けられた重要な施策だった。犠牲者への哀悼と教訓の伝承のためにハードからソフトまで各種の取り組みを行った。
- 毎年3月11日に犠牲者追悼行事を行うとともに、毎月11日を「南三陸町安全・安心の日」と定め、震災の記憶の風化を防止している。
- 町公式ブログ「南三陸なう」での情報発信を中心とした「復興関連アーカイブ事業」、各種防災教育や語り部の育成、伝承施設の整備などを行なっている。

津波の教訓伝承プロジェクト

町民の尊い命と先人から受け継いだ社会基盤や文化資源を瞬時に失った経験を後世に渡り伝承することは、震災後のまちづくりにおいて最も重要な取り組みであるということ、復興の当初から町民の共通認識となっていた。

町は「震災復興町民会議」の提言や意向調査結果を踏まえて、復興を先導し他の取り組み等への波及効果が期待され、町全体の復興の核となる5つの「シンボルプロジェクト」を「南三陸町震災復興計画」において設定した。その中の1つが「津波の教訓伝承プロジェクト」である。

「津波の教訓伝承プロジェクト」は、震災による犠牲者を慰霊するとともに、二度と悲劇を繰り返さないために津波の記憶や教訓を風化させず、後世に伝承することを目的とした。主な事業としては「津波防災の日」の制定、災害の記録の作成、震災復興祈念公園やメモリアル施設の整備、語り部の育成が計画に盛り込まれ、ハードとソフトが一体となった取り組みを行ってきた。

犠牲者追悼式と「南三陸町安全・安心の日」

町は震災から半年後の平成23(2011)年9月11日、南三陸町総合体育館（ベイサイドアリーナ）で最初の合同慰霊祭として「東日本大震災犠牲者 南三陸町慰霊祭」を開催した。以来、毎年3月11日に「東日本大震災南三陸町追悼式」を開催してきた。

3月11日は宮城県により「みやぎ鎮魂の日」と定められ、被災各地で追悼式や慰霊祭が開催される。当町でもこの日は犠牲者を追悼するとともに、記憶を風化させることなく後

世に伝え、復興を誓う日としている。令和2(2020)年には新型コロナウイルスの流行を受けて自由献花方式にするなど、情勢に合わせて規模や形態を変えて開催している。

また、復興計画では「津波の教訓伝承プロジェクト」の取り組みとして鎮魂と教訓の伝承のために「津波防災の日」を制定するとしていたが、最終的には、災害への対応に限らずより広く安全・安心なまちづくりについての関心と理解を深める目的で、毎月11日を「南三陸町安全・安心の日」とすることとなり、平成26(2014)年10月施行の「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」に記載された。

復興関連アーカイブ事業

町は平成24(2012)年12月、町は復興の様子などを広く伝えるために、町公式ブログ「南三陸なう」を開設した。これは復興関連情報発信事業として、当初は緊急雇用対策事業を財源に立ち上げたが、実際に公開してみると町内外を問わずアクセス数が多く宣伝効果が高かったことから、平成26年度以降も継続することとなった。

平成26年度以降は復興関連情報発信事業と南三陸町震災復興記録業務を一元化し、名称を「復興関連アーカイブ事業」と改めて、効率化を図った。町の現状をブログ記事にして発信し続けることによって町民にも町の様子を知ってもらい、また、来訪者を増やすことで経済を活性化し、さらには移住者を増やして復興を加速することを目的としている。



東日本大震災二周年 南三陸町追悼式

「南三陸なう」が町の復興の様子を継続的に発信し続けてきたことは、そのまま町の復興の記録ともなっている。財源は地域復興基金と復興交付金基金の一括配分を充当した。この事業を活用し、震災前及び震災後の町内航空写真データの購入も行なった。



「南三陸なう」の画面から

教訓の伝承と防災教育

年月の経過とともに、震災を体験していない、あるいは幼い頃に体験したため記憶が定かではない世代が増えていく。町は、震災の教訓を風化させることなく次世代へ継承し、恒久的な津波災害に対する予防啓発を図るため、町内小中学校での防災教育の推進と、災害の記憶や教訓を語り継ぐ語り部の育成に取り組んでいる。町内小中学校の防災主任で構成する防災教育等作成委員会を立ち上げ、避難所運営や炊き出しの訓練を実施したり、震災作文集等を作成した。

伝承施設の整備

以上のように、町は震災の直後からソフト面の取り組みを行ってきたが、これと並行して被災体験を伝え続けるための伝承施設の整備計画を進めてきた。伝承施設は町のシンボルとして志津川中心市街地の復興と一体的に計画し、令和元(2019)年12月に「南三陸町震災復興祈念公園」が開園し、令和4(2022)年10月には「南三陸311メモリアル」がオープンした。

南三陸町震災復興祈念公園は、「追悼・継承・感謝」として「未来を想像する協働の場」をテーマに整備された。ここは、東日本大震災及びこれまでの自然災害による犠牲者を悼み（追悼）、震災の記憶と教訓を風化させることなく次世代に受け継ぎ（継承）、大自然への畏敬とともにその豊かな恵みを讃え（感謝）、復興をなした町の未来の姿を人々とともに想い描く（想像）ための場であり、「人々

の協働によって創りつづける場」とした。

公園の中心部は海拔20mの築山で、頂上の「祈りの丘」には東日本大震災によって犠牲になられた町内の方々804人の名簿を納めた「名簿安置の碑」が設置されている。「高さのみち」と名付けられた歩道は志津川地区の市街地に襲来した津波の平均高さである海拔16.5mと同じ高さに設定されている。

築山の東側はメモリアルゾーン「復興祈念のテラス」で、南三陸町旧防災対策庁舎の震災遺構と献花台の前は町の復興を祈念する広場「語り継ぎの広場」となっている。なお、旧防災対策庁舎は「高さのみち」から見下ろせる位置にあるため、ここが安全な高さではなかったことが体感できる。

公園は道の駅「さんさん南三陸」や南三陸さんさん商店街から八幡川を渡った西側にあり、まちを訪れる人々の回遊ルートにもなっている。

南三陸311メモリアルは、町民の被災体験をもとに防災について共に考え、ふるさと再生にかけた町民の思いと、多くの支援への感謝の気持ちを後世に伝え継ぐ施設である。メインコンテンツは自分自身のこととして自然災害について学び合う「ラーニングプログラム」。住民の証言映像を観て、映像の節目節目で参加者同士が対話しながら考える時間が設けられている。令和5(2023)年現在、「生死を分けた避難」「そのとき命が守れるか」の2本の映像が用意されている。また、館内の展示ギャラリーでは、東日本大震災を体験した住民たちの「証言映像アーカイブス」（91本 延べ約81時間）と東日本大震災からこれまでの南三陸町のさまざまなエピソードを85のドキュメントにまとめ、「震災デジタルアーカイブス」が展示されている。さらに、館内では、三陸沿岸の惨状を心に焼き付けた世界的な現代美術家クリスチャン・ボルタンスキー氏の立体作品や、写真家の浅田政志氏と南三陸町の人々が2013年秋から2021年夏まで続けた写真プロジェクト「みんなで南三陸」の作品等を展示している。

（伝承施設については第3部「祈りと教訓の伝承の場」で詳述）



震災伝承施設「南三陸311メモリアル」